

令和6年5月17日

文化審議会の答申（国宝・重要文化財（建造物）の指定）

文化審議会（会長 ^{しまたに ひろゆき} 島谷 弘幸）は、令和6年5月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、8件の建造物を重要文化財に新規に指定し、あわせて3件を国宝・重要文化財に追加指定（件数は変更なし）することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、国宝・重要文化財（建造物）は、2, 582件、5, 497棟（うち国宝231件、295棟を含む。）となる予定です。

◎今回の答申における主なもの

【重要文化財】 ^{きゅうこすげいむしよちょうしゃ} 旧小菅刑務所庁舎 1棟 東京都葛飾区
^{ぎょうけいしそ} 行刑思想の転換を反映し、昭和4年に竣工した刑務所庁舎。翼を広げた鳥を想起させる外観などの斬新な意匠は、同時代の建築において傑出した独創性を示し、我が国における表現主義建築の掉尾 ^{とうび} を飾る。

【重要文化財】 ^{ことひらぐう} 金刀比羅宮 12棟 香川県仲多度郡琴平町
神仏分離により仏教色を排して再興した神社の社殿群。本宮 ^{ほんぐう} と別宮 ^{べつぐう} は素木 ^{しらき} による質の高い複合社殿で、独特の細部意匠を備えて格調が高く、長大な南渡殿 ^{みなみわたどの} が両宮をつなぐ。神仏分離による境内再編の様相を伝え、歴史的に価値が高い。

＜担当＞ 文化庁文化財第二課
課長 田中 禎彦
課長補佐 田中 佳幹
調査部門 岡本 公秀、番 光（内線 9773）
審議会係 今村 結記、梶村 伊織（内線 9756）
電話：075-451-4111（代表）

【重要文化財 新指定の部】

① 首都東京を水害から守り続けた堅固な水門（近代／産業・交通・土木）

旧岩淵水門 1基

所在地：東京都北区

所有者：国（国土交通省）

荒川と隅田川の分岐点に設けられた水門。内務省東京土木出張所の青山士^{あきら}が設計を担当し、大正5年に着工、同13年に竣工した。全長約62メートルを測る本体には通船路^{つうせんろ}を含め5門の鋼製引上扉^{ひきあげとびら}が開き、両脇には袖壁が取り付く。躯体全体に鉄筋コンクリートを用いた先駆的な水門であり、特に基礎は、浄水を注いだ井筒状の基礎^{いづつ}と分厚い床版^{しょうばん}を併用して堅固に築く。関東大震災等に耐え、首都東京を水害から守り続けた頑強なつくりは大正期における河川構造物の技術的達成度を示す。近代有数の治水工事である荒川下流改修工事の要となる施設として近代治水史上、価値が高い。



提供：荒川下流河川事務所

○指定基準＝技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの

② 羽ばたく鳥を彷彿とさせる独創的な外観を持つ先進的な刑務所庁舎（近代／官公庁舎）

旧小菅刑務所庁舎 1棟

所在地：東京都葛飾区

所有者：国（法務省）

東京拘置所内に位置する刑務所庁舎。関東大震災の後、司法省技師の蒲原重雄^{かんばらしげお}が設計を担い、昭和4年に竣工した。行刑思想の転換を反映し、庁舎の正面を塀外に現すことで、外部に開かれた刑務所庁舎を実現した。水平に広がり^{くたい}をみせる鉄筋コンクリート造の躯体は中央に塔屋^{とうや}が屹立し、翼を広げた鳥を想起させる外観。直線や折線、台形、逆台形など幾何学的な意匠で構成された内外装を含め、同時代の建築において傑出した独創性を示す。夭折した蒲原の希少な作品であり、大正末から昭和初期に流行し、自由な造形表現を目指した、我が国における表現主義建築^{とうび}の掉尾を飾る建築として重要である。



提供：法務省

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの

③ ^{こさつ}古刹園城寺において近世に隆盛した観音霊場の札所（近世以前／寺院）

^{おんじょうじ}園城寺 5棟

^{かんのんどう}観音堂、^{ふだしよしょうろう}札所鐘楼、^{ひやくたいどう}百体堂、^{かんげつがたい}観月舞台、^{えまどう}絵馬堂

所在地：滋賀県大津市

所有者：宗教法人園城寺

大津市の^{ながらやま}長等山を寺域とする園城寺の^{なんいん}南院にある西国三十三所観音霊場の第十四番^{ふだしよ}札所。観音堂は元禄2年（1689）の上棟で、

寺院建築に対する規制をふまえて造営され、

^{らいどう}礼堂と^{しょうどう}正堂を合の^{あい}間で繋ぐ構成。観音巡礼の盛行により賑わい、江戸後期以降、合の間の^{ほうよう}拡張など増改築を重ね、^{ふどうどう}広い法要空間や^{いはいだん}不動堂、位牌壇などを堂内に設け、複雑かつ独特の平面となった。琵琶湖を望む高台の境内には、江戸中期から末期にかけて建てられた、^{ばんどう}札所鐘楼、西国・秩父・坂東札所の百観音を集めた百体堂、眺望に優れる高床の観月舞台、^{ちやしよ}茶所に用いた絵馬堂ものこり、近世札所寺院の境内の様相を伝え、歴史的に価値が高い。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの



提供：宗教法人園城寺

④ 多彩な座敷や茶室と庭園との調和に優れた上質の近代和風建築（近代／住居）

^{たいりゅうさんそう}對龍山莊 4棟

^{おもや}主屋、^{きたどぞう}北土蔵、^{みなみどぞう}南土蔵、^{おもてもん}表門

所在地：京都府京都市

所有者：株式会社ニトリホールディングス

南禅寺門前の一角に広大な敷地を構える別荘建築。建築と作庭に優れた技術者伊集院^{いじゅういん}兼常の旧居、^{じゅおんてい}聚遠亭と茶室に、東京の大工棟梁^{とうきち}島田藤吉が^{たいりゅうだい}對龍台と居間棟などを増築・改修

して、明治38年頃に完成した。小川のほとりに深い^{ひさし}庇を差し出す^{とこ}聚遠亭は、床廻りに古材を用いた^{すきや}数寄屋で、多様な材料を駆使した茶室は寂びた風情。大池脇の^{けんがい}懸崖から迫り出す對龍台は上段を備え、居間棟と共に良質のツガ材を用いる。複雑な屋根に庇等を付した変化に富む外観で、巧妙な建物配置により庭園との調和と一体感に極めて優れる。卓越した手腕でまとめられた趣の異なる座敷や茶室が重層的な空間を形成する、上質の近代和風建築として貴重である。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの



主屋 聚遠亭

提供：京都市文化財保護課

⑤ 京都府北部において中世に遡る貴重な神社本殿（近世以前／神社）

いつきじんじやほんでん
齋神社本殿 1棟

所在地：京都府綾部市

所有者：宗教法人齋神社

京都府綾部市に位置する一間社流造、板葺の社殿。身舎の正側面三方に刎高欄付きの縁を廻し、脇障子を建て、正面に木階を備える。建立年代は、庇の角柱や肘木、垂木の大きな面取、軒桁や垂木の反り、部材の加工痕、絵様線形など、細部の技法や意匠から、室町時代中期と推定される。身舎と庇を繋がらず手挟を付す点、身舎の妻虹梁から造り出す実肘木、庇桁下に一材で通した実肘木、身舎の連三斗に皿斗を用いる点は同時期・同地域の神社建築には珍しい。また、粽付の円柱、礎盤、妻飾りの虹梁大瓶束など禅宗様の要素も見られる。丹波地域における中世神社本殿として歴史的に重要である。



提供：京都府教育委員会

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

⑥ 大工が見よう見まねで建築した現存最古級の擬洋風住宅兼民間医院（近代／住居）

かくけじゅうたく
郭家住宅 10棟

ようかん しんさつどう さしき はな こめぐら ひがしどぞう
洋館、診察棟、座敷、離れ、米蔵、東土蔵、
みなみどぞう ふろ そとべんじょ おもてもん いしべい
南土蔵、風呂、外便所、表門及び石塀、

土地

所在地：和歌山県和歌山市

所有者：個人

紀州藩の御典医であった郭家が、和歌山城下に建てた自宅兼民間医院。敷地には、薬局と待合室を兼ねた洋館をはじめ、診察棟、座敷、離れ、土蔵などが残る。明治10年築の洋館は、大工が洋風建築の意匠や技法をとりいれて建設した擬洋風建築で、現存する擬洋風の住宅として最古級。2階建寄棟造の洋館は正面1、2階のベランダに円柱を立て、アーチとその上部に小壁のスパンドレルを飾る擬洋風の典型的な意匠。座敷は多種多様な材料を用い、濃密な意匠を施した数寄屋風座敷で、床廻りや天井、建具などに、江戸後期以降、全国的な流行をみせた煎茶趣味の地方への伝播がよくうかがえる。敷地とあわせ、附属建物とともに保存を図る。



洋館

提供：和歌山市

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

⑦ ○△□記号を表示し船舶の安全を守った通航潮流信号所（近代／産業・交通・土木）

きゅうおおはまさきつうこうちようりゆうしんごうしよしせつ
旧大浜崎通航潮流信号所施設 1棟3基

つうこうしんごうとう ひるまちょうりゆうしんごうき
通航信号塔、昼間潮流信号機、
 やかんちようりゆうしんごうとう おおはまさきとうだい
夜間潮流信号塔（大浜崎灯台）、
 けんちようきなみよけとう
検潮器浪除塔

所在地：広島県尾道市

所有者：尾道市、国（財務省）、国（海上保安庁）

瀬戸内海の狭水道、布刈瀬戸に面した因島の北東端に位置する。航行船舶に交通状



通航信号塔

撮影：渡邊義孝

況や潮流の方向を告知するため設置した通航潮流信号所施設。明治43年の設置時に、通航信号塔及び昼間潮流信号機、検潮器浪除塔を新築し、同27年建設の灯台を転用して夜間潮流信号塔とした。通航信号塔は屋根上に3つの角塔を並べ、木板で○△□の記号を表示して対向船舶の位置を知らせた。現存唯一の木造信号塔として貴重。夜間潮流信号塔は信号所の廃止後、灯台として再度点灯した。近代交通標識の主要な施設が集約された本施設は、船舶の安全航行を支えた施設群として近代海上交通史上、価値が高い。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

⑧ 神仏分離により再編した神社の上質かつ独特の社殿群（近代／宗教）

ことひらぐらう
金刀比羅宮 12棟

ほんぐうほんでん ちゆうでん はいでん ほんぐうしんせんでん
本宮本殿・中殿・拝殿、本宮神饌殿、
 ほんぐうじきしよ べつぐうほんでん ちゆうでん はいでん
本宮直所、別宮本殿・中殿・拝殿、
 べつぐうしんせんでん べつぐうじきしよ ぼつじよでん みなみわたどの
別宮神饌殿、別宮直所、祓除殿、南渡殿、
 かぐらでん みかしぎしや しんよこ しんこ
神楽殿、御炊舎、神輿庫、神庫

所在地：香川県仲多度郡琴平町

所有者：宗教法人金刀比羅宮

琴平町の象頭山中腹に位置する。神仏分離により金毘羅大権現号を廃し、神社として再



撮影：田村 収

興した金刀比羅宮は、組織の再編にあわせ境内を改編した。明治10年上棟の本宮は、仏教色を排して素木を用い、壁面や天井に木地蒔絵を施した複合社殿で独特の細部意匠をもち、本殿へと床や天井を高める構成、破風を多用する屋根は荘重で格式が高い。別宮も本宮について格式高く、神饌殿と直所を備える構成も同様。両宮を長大な南渡殿が繋ぐ配置は独特。境内には神楽殿や御炊舎など諸殿舎が残り、両宮とあわせ優れた社頭景観を呈すとともに、神仏分離による境内改編の様相を伝え、歴史的に価値が高い。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの

【国宝 追加指定の部】

① 最古の木造寺院建築に使用されていた貴重な古材（近世以前／寺院）

ほうりゅうじこんどう
法隆寺金堂

つげたり こざい
附・古材 3, 284点

所在地：奈良県生駒郡斑鳩町

所有者：宗教法人法隆寺

法隆寺は奈良県斑鳩町に位置する古刹で、金堂は飛鳥時代の建立と考えられている。
くもがたくみもの どうぼ まんじくず
雲形組物、胴張りの柱、卍崩しの高欄など意匠や構造の形式が奈良時代より一段古く、
いわゆる飛鳥様式を示す最古の木造寺院建築として、国宝（建造物）に指定されている。
創建以来、度々修理が加えられ、昭和24年には初重内部を焼損したが、同29年の修理で各部の復原が行われた。修理で再使用できなかった部材が境内に保管されている。これら建立当初の部材を含む3, 284点の古材は建物と一体となって価値をなす重要なもので、金堂の附として追加指定し、保存を図る。



法隆寺金堂

提供：奈良県



左：附・古材（大斗）、右：附・古材（雲形組物）



提供：奈良文化財研究所

【重要文化財 追加指定の部】

① 高岡市山町筋を代表する主屋と一体をなす離れ座敷や土蔵群（近代／住居）

すがのけじゅうたく
菅野家住宅 3棟

はなざしき だいどころ いちばんぐら よんばんぐら
離れ座敷及び台所、一番蔵及び四番蔵、

にばんぐら さんばんぐら
二番蔵及び三番蔵、土地

所在地：富山県高岡市

所有者：個人

重要伝統的建造物群保存地区高岡市山町筋地区の中程に位置する。主屋は、重厚な外観と華やかな細部の意匠に特徴があり、大規模かつ質が高く、貴重な町家として、重要文化財に指定されている。離れ座敷及び台所は、明治33年の大火後に隣接する主屋と一体に整備され、開口に防火戸を用いるなど防火に配慮する。土蔵群は江戸期に遡る地区において希少な建物で、主屋建築の際に2棟ごとに大屋根をかけ、戸前に庇を設けるなどの改修が施されており、主屋に合わせて意匠を整えた。離れ座敷及び台所ほか2棟は主屋と一体となって価値を形成しており、土地とあわせて保護を図る。

○指定基準＝流派的または地方的特色において顕著なもの



提供：高岡市教育委員会

② 著名なアメリカ人建築家F・L・ライトが設計した住宅の建つ土地（近代／住居）

きゅうやまむらけじゅうたく
旧山邑家住宅

土地

所在地：兵庫県芦屋市

所有者：株式会社淀川製鋼所

芦屋市の六甲山麓、芦屋川左岸の細長い丘陵上に位置する。著名なアメリカ人建築家フランク・ロイド・ライトが来日中に設計した作品のうち、当初の姿を残す唯一の住宅遺構で、彼の建築の特質を表現し、日本の近代建築史上重要な意義を持つとして、重要文化財（建造物）に指定されている。住宅は鉄筋コンクリート造で、大正13年の竣工。敷地は、西南を崖とする丘陵を擁壁や石垣で大きく三段に造成し、住宅は最上段に建つ。急峻な丘陵頂部への住宅の配置は、建築と自然の融和を目指したライト自身の構想により、特徴的な形状の敷地は住宅と一体となって価値を形成している。敷地内の擁壁や石垣、階段なども含め保存を図る。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの



提供：芦屋市

〈個別解説凡例〉

番号 特 徴 (年代区分／種類別)

名 称 員 数

複数棟指定の場合の建造物の名称、土地* 等

所在地

所有者

(* 建造物と一体をなして価値を形成している土地を併せて指定するもの。)

〈国宝・重要文化財の指定件数〉

令和6年5月答申

(国 宝)

	種 類 別	現在指定数		新規指定		追加指定		合計	
		件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神 社	42	77					42	77
	寺 院	158	167			(1)	0	158	167
	城 郭	9	17					9	17
	住 宅	14	20					14	20
	民 家	0	0					0	0
	そ の 他	5	9					5	9
	小 計	228	290	0	0	0	0	228	290
近代の分類	宗 教	0	0					0	0
	住 居	1	1					1	1
	学 校	1	1					1	1
	文 化 施 設	0	0					0	0
	官 公 庁 舎	0	0					0	0
	商 業 ・ 業 務	0	0					0	0
	産 業 ・ 交 通 ・ 土 木	1	3					1	3
	そ の 他	0	0					0	0
小 計	3	5	0	0	0	0	3	5	
合 計	231	295	0	0	0	0	231	295	

(重要文化財)

	種 類 別	現在指定数		新規指定		追加指定		合計	
		件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神 社	582	1,280	1	1			583	1,281
	寺 院	867	1,287	1	5			868	1,292
	城 郭	53	235					53	235
	住 宅	97	158					97	158
	民 家	361	921					361	921
	そ の 他	196	279					196	279
	小 計	2,156	4,160	2	6	0	0	2,158	4,166
近代の分類	宗 教	35	132	1	12			36	144
	住 居	126	522	2	14	(2)	2	128	538
	学 校	44	85					44	85
	文 化 施 設	41	80					41	80
	官 公 庁 舎	34	63	1	1			35	64
	商 業 ・ 業 務	28	46					28	46
	産 業 ・ 交 通 ・ 土 木	104	348	2	5			106	353
	そ の 他	6	21					6	21
小 計	418	1,297	6	32	0	2	424	1,331	
合 計	2,574	5,457	8	38	0	2	2,582	5,497	

※重要文化財の数は、国宝の数を含む。